

令和6年4月9日

保護者の皆様

宜野湾市立普天間第二小学校
校長 多和田 一美
(公印省略)

携帯電話等の所持について

春暖の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。新学期を迎え、学校には子ども達の生き生きとした明るい声が響き渡っています。

さて、本校では、携帯電話の持ち込みにつきまして、原則として禁止とし、事情のある場合に限り、持ち込みを許可しております。

しかし、昨年、校内で携帯電話をランドセルから出したり、使用したりなど、ルールを守らず困った行動をとる児童が見られました。

そこで、新年度スタートにあたり、携帯電話等所持について下記の通りと確認させていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 携帯電話は学校に持ってこないことを原則とします。
2. やむを得ない事情で学校への持ち込みを希望する場合は、校長へ「携帯電話所持許可願い」を申請し、校長・保護者面談を行い、許可の可否を判断します。
(保護者または児童が申請用紙を校長室で受け取る → 校長より面談日程の連絡 → 面談)
※「携帯電話所持許可」の有効期間は1年間ですので、必要な場合は毎年申請が必要です。
3. 「携帯電話所持許可」児童の守るべきルールについて

- ①携帯電話には、記名する。(取り間違いを無くすため)
- ②登校直後、児童自身が職員室に預けること
- ③下校直前、児童自身が職員室から返却してもらうこと
- ④児童玄関等、面談時に決めた使用場所以外で使用しないこと
- ⑤携帯電話等の盗難・紛失・破損、携帯電話等利用による諸問題は、自己責任とすること

※ルールが守れないなど、周りへの迷惑な行動があった場合は、許可を取り消します。